



日本国憲法第六条第二項の規定により  
最高裁判所判事島田 仁郎を  
最高裁判所長官に任命するについて  
右謹んで裁可を仰ぎます

平成十八年十月十六日

内閣総理大臣 安倍 晋三



内

閣